

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第24号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和48年静岡県条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条第3項第3号、同条第4項、第4条第2項及び第5条第3号の規定並びに旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）<u>第1条第1項第11号、同条第2項第10号、同条第3項第7号及び同条第4項第5号</u>の規定に基づき、宿泊者の衛生に必要な措置の基準、旅館業の施設の構造設備の基準等について定めるものとする。</p> <p>(社会教育施設等)</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）<u>第15条の6第3項</u>に規定する公共職業能力開発施設</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(宿泊者の衛生に必要な措置の基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 法第4条第2項の規定により条例で定める宿泊者の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 客室には、次に定める割合を超えて客を宿泊させないこと。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条第3項第3号、同条第4項、第4条第2項及び第5条第3号の規定並びに旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）<u>第1条第1項第8号、同条第2項第7号及び同条第3項第5号</u>の規定に基づき、宿泊者の衛生に必要な措置の基準、旅館業の施設の構造設備の基準等について定めるものとする。</p> <p>(社会教育施設等)</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）<u>第15条の7第3項</u>に規定する公共職業能力開発施設</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(宿泊者の衛生に必要な措置の基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 法第4条第2項の規定により条例で定める宿泊者の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 客室には、次に定める割合を超えて客を宿泊させないこと。</p>

<p>ア <u>ホテル営業及び旅館営業の施設の洋式の構造設備による客室</u>にあつては、1客室の有効面積<u>4平方メートル</u>につき1人</p> <p>イ <u>ホテル営業及び旅館営業の施設の和式の構造設備による客室</u>にあつては、1客室の有効面積<u>3.3平方メートル</u>につき1人</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>3 知事は、<u>ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の施設のうち、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第5条第1項各号に掲げる施設及び当該施設以外の施設</u>で知事が必要と認めるものについては、前項に定める基準に関し、必要な特例を規則で定めることができる。</p> <p>(施設の構造設備の基準)</p> <p>第6条 <u>政令第1条第1項第11号、同条第2項第10号、同条第3項第7号及び同条第4項第5号の条例</u>で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>ア <u>旅館・ホテル営業の施設の客室</u>にあつては、1客室の有効面積<u>3.3平方メートル</u>（<u>寝台を置く客室</u>にあつては、<u>4平方メートル</u>）につき1人</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>3 知事は、<u>旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第5条第1項各号に掲げる施設及び当該施設以外の施設</u>で知事が必要と認めるものについては、前項に定める基準に関し、必要な特例を規則で定めることができる。</p> <p>(施設の構造設備の基準)</p> <p>第6条 <u>政令第1条第1項第8号、同条第2項第7号及び同条第3項第5号の条例</u>で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）の施行の日（平成30年6月15日）から施行する。ただし、第2条第1項第4号の改正は、公布の日から施行する。